

令和4年2月9日

保護者各位

那覇市教育委員会  
教育長 山城 良嗣  
(公印省略)

オミクロン株の感染者に対する濃厚接触者である同居家族等の待機期間について（通知）

平素より、学校における感染症対策にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

みだしのことについて、令和4年2月2日付け厚生労働省からの通知を受け、オミクロン株の感染者に対する濃厚接触者である同居家族等の待機期間についての対応を下記のよういたします。

つきましては、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

**【オミクロン株の感染者に対する濃厚接触者である同居家族等の待機期間について】**

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部連絡(令和4年2月2日一部改正)）

**（主な改正点）**

検査陽性者の濃厚接触者である同居家族等の待機期間については、社会機能維持者であるか否かにかかわらず、検査陽性者の発症日（無症状病原体保有者の場合は検体採取日）又は住居内で「感染対策」を講じた日のいずれか遅い方を0日として、7日間（8日目に解除）とする。

- 1 当該同居家族等の中で別の家族が発症した場合は、改めてその発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算すること。
- 2 当該検査陽性者が診断時点で無症状病原体保持者であり、そのあと発症した場合は、その発症日を0日目として起算すること。
- 3 ここでいう「感染対策」とは、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の供用を避ける、消毒等の実施などの対策を想定しており、保健所の指示に基づく対策の実施や、濃厚接触者とならないよう厳格に隔離等を行うことまでも求めるものではない。
- 4 同居家族等の待機期間が終了した後も、当該検査陽性者の療養が終了するまでは、当該濃厚接触者においても検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。
- 5 本取扱は、令和4年2月2日より適用となり、同日時点での濃厚接触者である者にも適用となる。

< 本件のお問い合わせ >

那覇市教育委員会 学校教育課

TEL 098-917-3506 FAX 098-917-3522